

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第3 通訳案内士登録申請手数料の項中「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に、「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改め、同表通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料の項中「通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料」に、「に基づく通訳案内士登録証」を「に基づく全国通訳案内士登録証」に改め、同項の次に次のように加える。

地域通訳案内士登録申請手数料	通訳案内士法第57条において準用する同法第18条の規定に基づく地域通訳案内士の登録の申請に対する審査	1件につき5,100円
地域通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料	通訳案内士法第57条において準用する同法第23条第2項の規定に基づく地域通訳案内士登録証の訂正又は同法第57条において準用する同法第24条の規定に基づく地域通訳案内士登録証の再交付	1件につき4,000円

別表第3 地域限定通訳案内士試験手数料の項、地域限定通訳案内士登録申請手数料の項及び地域限定通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料の項を削り、同表旅行業新規登録申請手数料の項、旅行業者代理業新規登録申請手数料の項、旅行業更新登録申請手数料の項及び旅行業変更登録申請手数料の項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、旅行業変更登録申請手数料の項の次に次のように加える。

旅行サービス手配業新規登録申請手数料	旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する	1件につき15,000円
--------------------	--	--------------

審査

(沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例の廃止)

第2条 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例（平成25年沖縄県条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地域通訳案内士の登録の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等のほか、沖縄特例通訳案内士の登録の申請に対する審査に係る手数料を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。